

① 件 名
民間放課後児童クラブ補助金交付制度の創設について
②施策等を必要とする背景及び目的（理由）
<p>【背景】 平成 27 年 4 月から子ども・子育て支援新制度がスタートし、待機が発生している放課後児童クラブは学校の余裕教室の活用や専用教室を建設し、現在 37 施設のクラブで留守家庭児童の放課後等の安全確保に努めている。近年における女性の就業割合の高まりや核家族化の進行など、さらなる児童クラブの利用が見込まれる中、民間放課後児童クラブの活用を推進する必要がある。</p> <p>【目的】 民間事業者施設について、費用の一部を補助することにより、留守家庭の児童が放課後等に安心して生活できる居場所を確保するとともに、次代を担う児童の健全な育成を支援する。</p>
③根拠法令及び総合計画又は個別計画との整合性
<p>【根拠法令】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・子ども・子育て支援交付金交付要項（H27.9 府子本第 277 号） ・放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準（H26.4 厚生労働省令第 63 号） ・石巻市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例 ・石巻市放課後児童健全育成事業費等補助金交付要綱（予定） <p>【〔総合計画との整合性 総合計画の位置付け：有・無〕】 第 4 章 安心して健やかに暮らせるまち 第 3 節 安心して子どもを産み育てられる支援体制を確立する</p>
④提案に至るまでの経過（市民参加の有無とその内容を含む。）
<p>【経過】</p> <p>平成 26 年 9 月 30 日 石巻市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例制定</p> <p>平成 27 年 3 月 24 日 石巻市放課後児童健全育成事業の届出に関する規則制定</p> <p>平成 27 年 9 月 11 日 子ども・子育て支援交付金交付要綱通知</p>
⑤ 主な内容
<p>保護者が労働等により昼間家庭にいない小学校に就学している児童を対象に、放課後児童健全育成事業を行おうとする者に対し、市が規則で定める届出をし、石巻市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例における一定の基準を充たすことにより、こども・子育て支援交付金要綱に定める補助金を交付するもの。</p> <p>1. 実施事業の種類</p> <p>(1) 放課後健全育成事業 構成児童数により規定（例 児童数 36～45 人 3,706,000 円）</p> <p>(2) 放課後児童クラブ支援事業（送迎支援事業） 1 支援 435,000 円</p> <p>(3) 小規模放課後児童クラブ支援事業（二人目以降の支援員人件費） 1 支援 532,000 円</p>

<p>⑥実施した場合の影響・効果（財源措置及び複数年のコスト計算を含む。）</p> <p>【市民への影響】 留守家庭の児童に放課後等の安全な居場所を提供できるとともに、民間ならではの特色ある時間の過ごし方を提供でき選択の幅が広がる。また、学区を越えた利用が可能になり、待機児童の解消につながる。</p> <p>【市行財政の効果・負担】 (1) 歳入 子ども・子育て支援交付金 基本額の 国：1/3 県：1/3 (2) 歳出 石巻市放課後児童健全育成事業費等補助金 平成28年度予算額 10,650,000円</p>
<p>7 他の自治体の政策との比較検討</p> <p>仙台市、白石市、登米市で実施</p>
<p>⑧今後の予定及び施行予定年月日</p> <p>平成28年3月 石巻市放課後児童健全育成事業費等補助金交付要綱制定（予定） （施行予定年月日：平成28年4月1日） 平成28年4月 申請受付</p>
<p>⑨その他</p>